

4月1日から
変わりました

市役所の組織・機構を改編

問合せ 市役所行財政改革推進室 (☎31-4592)

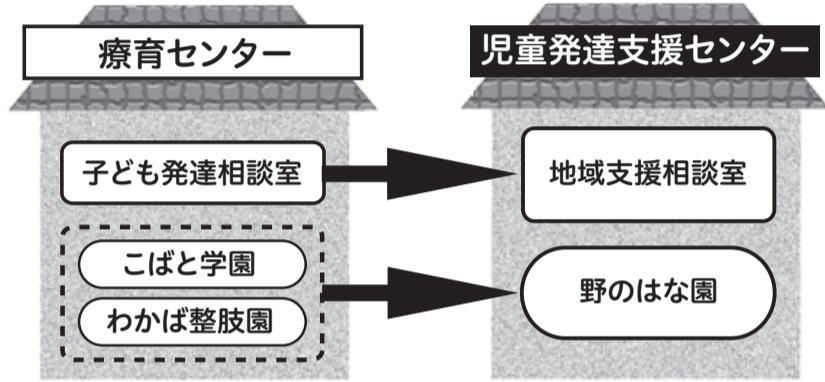
▶市役所ではより効果的・効率的に業務を行うため、組織・機構の改編を行いました。主な内容についてお知らせします。

●防災危機管理課を新設

これまで総務課内の一部門であった防災危機管理担当(係に相当)を、防災危機管理課として独立させ、職員の増員と併せて、防災に関する課題に取り組む体制を強化しました。

●「療育センター」が「児童発達支援センター」に変わりました

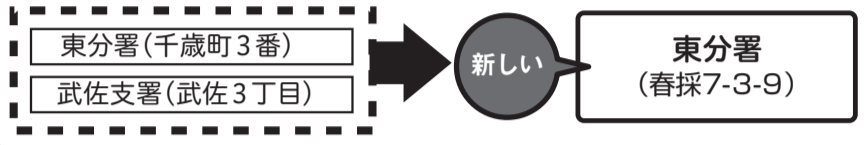
療育センターの児童発達支援センターへの再編に伴って、以下の名称も変更しました(詳しくは14ページをご覧ください)。



●介護保険料と保育園保育料の納付に関すること

4月から、介護保険料と保育園保育料の収納業務は納税課で行います。これにより、納付相談窓口は納税課に変わりました(詳しくは13ページをご覧ください)。

●消防署の再編 東分署と武佐支署を東分署に統合しました



●市立釧路総合病院の体制充実

市立釧路総合病院では、看護師、薬剤師などの医療専門職を中心に職員を増員(92人)し、医療体制の充実を図ります。また、新たに医療連携相談室を設置し、患者相談の他、地域医療、福祉関係機関等との連携を強化しました。

●上下水道部

下水道建設課と下水道管理課を下水道建設管理課に統合しました。

●教育委員会

市立小中学校の耐震化を進めるため、職員を増員し、学校耐震化推進室の体制を強化しました。

釧路市の職員数について

市では、財政健全化推進プランの一環として、平成23年度から平成27年度までの5年間で職員を150人削減(平成22年度当初対比)する計画(定員適正化計画)を進めています。

これまでは、市のすべての部署の職員を削減の対象としておりましたが、経営の安定化を図るため専門職の充実が必要となる市立釧路総合病院を、今後、削減の対象から除外することとしました。

※市立釧路総合病院の職員増員に必要な経費は、病院事業の増収により措置することとなり、財政健全化推進プランへの影響はありません。

これまでの計画

《平成22年度》 2,599人
《平成27年度》 2,449人(▲150人)

これからの計画

《平成22年度》 1,890人
《平成27年度》 1,740人(▲150人)
市立釧路総合病院以外の職員
市立釧路総合病院の職員 709人 ⇒ 対象から除外

◎過去3カ年の職員数削減の取り組み(市立釧路総合病院を除く)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	平成25年4月1日職員数
▲28人	▲29人	▲41人	▲98人	1,792人

「釧路市財政健全化推進プラン」による平成25年度の取り組み

問合せ 市役所行財政改革推進室 (☎31-4592)

「釧路市財政健全化推進プラン」は、経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理するため、平成22年12月に策定した計画です。

公営事業会計以外の「普通会計」を対象とし、平成23年度から平成38年度までの16年間で累積収支不足額265億円を解消する内容となっています。

平成25年度予算の効果額

平成25年度に向けて財政健全化推進プランを着実に実行するため、行財政改革や予算編成に取り組み、当初予算における節減または増収の効果額は、右表のとおり、約16億7,300万円となりました。これにより、財政健全化推進プランの平成25年度予算における目標額の15億1,000万円は達成できる見込みです。

区分	平成25年度予算における効果額(普通会計)	
不経常 分収支	① 事務事業等の見直し(⑤以外の経費)	5億8,551万2千円
	② 使用料・手数料等の見直し	1億 711万4千円
	③ 公共施設の見直し	7,893万1千円
	④ 公債費の抑制	209万5千円
償還分 債	⑤ 事務事業等の見直し(市役所内部の経費)	1億2,309万3千円
	⑥ 議会改革による効果	4,836万3千円
	⑦ 総人件費の抑制 (うち職員定数の削減) (うち給与の見直し)	7億2,813万3千円 (3億 888万2千円) (4億1,925万1千円)
平成25年度の取り組み効果額	16億7,324万1千円	
財政健全化推進プランの目標額	15億1,000万円	

※プランでは、16年間で解消する累積収支不足額(約265億円)のうち、2公社の負債を整理するために借り入れた「第三セクター等改革推進債」の償還分(約146億円)については、上記⑤⑥⑦の市役所内部の経費削減により対応することとしています。

平成25年4月1日から「釧路市債権管理条例」が施行されました。

釧路市では、市の債権管理の一層の適正化を図り、市民負担の公平性および財政の健全性を確保することを目的に、4月1日から「釧路市債権管理条例」を施行しました。市の債権(介護保険料、保育園保育料など)につきましても、延滞金が加算されることのないよう、納期限内の納付へのご協力をお願いします。また、災害などにより納期限までに納付できなかった場合には、延滞金が軽減または免除されることがありますので、納付通知書に記載の各担当課までご相談ください。